

令和 3 年 4 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和3年4月22日	午後3時
	閉 会	令和3年4月22日	午後3時45分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

仲井 教職員人事課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

3月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第15号議案 京都府教育委員会基本規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(イ) 第16号議案 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令等の一部を改正する訓令について

【石澤総務企画課長の報告】（(ア)(イ)を一括）

○ まず、第15号議案については、京都府教育委員会事務局の組織改正において、新たに指導部内に高校改革推進室及びICT教育推進室を設置したことに伴い、それぞれ室課の所管する事務を規定するなど、所要の改正を行ったものである。

続いて、第16号議案については、先ほど報告した組織改正に伴い、文言等を修正、追加した事務的な整理を行ったものである。

【質疑応答】

○ なし

(ウ) 第17号議案 令和3年4月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和3年4月府議会臨時会の議決を得るべき議案に対する意見について、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件につき、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

内容については、教職員の退職手当につき、支出の額は変わっていないが、その支出に要する財源の一部を退職手当債という地方債から一般財源に振り替えたもので、財源の振替について専決処分を行ったものである。

【質疑応答】

○ なし

イ 陳情・請願の受理状況について

(ア) よりよい教員採用を求める会からの申入れについて

【仲井教職員人事課長の報告】

○ 提出日は令和3年3月15日で、提出者は「よりよい教員採用を求める会」である。

要望概要は、(1)教員の採用者数増及び定数内講師の削減、(2)50代名簿登載者が少ない状況に関する見解、(3)面接官研修の充実、(4)臨時的任用・非常勤教員の一次試験免除、(5)過去5年にわたる個人情報開示請求の申請件数についての5件である。

1件目の教員の採用数については、毎年の退職者数、教員定数内の講師の数、少子化、教員の年齢構成等を総合的に検討し、中長期的な見通しの中で計画的に採用を行っているところである。

定数内講師について、講師（臨時的任用）は、基本的に6か月更新の1年雇用の臨時的任用を行っている教員である。

定数内というのは、学校の教職員定数が定まれば、本来は本務教員の配置が前提となるが、教職員の場合、5月1日の児童生徒数で定数が確定されるといった仕組みになっており、本務教員を配置できない場合は、定数内で講師の配置を行っている。

今後の教員採用を考えるに当たり、こうした教職員定数の特性、今後の少子化、また、退職者数が減っていくという中で、毎年一定数の採用を続けることを考えれば、一定数の定数内講師は必要と考える。

一方で、この間、定数内講師がかなり増えてきていることもあり、昨年度に実施した今年度採用の採用試験においては、採用予定者を上回る合格者数50名多く採用し、定数内講師の減少に向けての採用も行っているところである。

今回のこういった要望も踏まえ、今後とも中長期的な見通しを持って、計画的に採用を行っていきたいと考えている。

なお、寄宿舍指導員についても、基本的に同様であり、今後、向日が丘支援学校の改築に伴い、同校寄宿舍の廃止も見込む中で計画的に採用を行っていく方針である。

2件目の50代名簿登載者が少ないという件については、2年前から採用試験の受験の年齢の上限を59歳未満とし、それにより、50歳代の名簿登載者がでている状況である。

今春の採用では、50歳代は5名採用している。

50歳代の名簿登載者が少ないと言われれば、5名という人数は少なく見えるが、元々志願者も多くなく、選考においては、年齢ごとに合格者数を決めておらず、年齢に関係なく選考した結果がこうした結果となっているものである。

3件目の面接官研修の充実については、面接官のスキル、資質は大切であると考えており、昨年度はコロナ禍で集合研修は難しかったが、基本的に初めて面接官となる者については、全員参加の研修を実施している。

今後も、コロナ禍の中、オンライン等も活用し確実に研修を実施していきたい。

面接において、受験者の深層を見るために質問を繰り返せば、詰問というように受け取られる可能性もあると思っており、そういったことなども踏まえ、面接官には適切に発問あるいは評価が行えるよう徹底していきたいと考えている。

4件目の臨時的任用、非常勤教員の一次試験免除については、平成31年度の

採用試験から、基本的に専門教科の免除は、前年度の一次試験合格者等に限って実施し、講師にあっては、一定要件を満たした者について、一般教養試験の免除を行っている。

専門教科試験について、教員は高度な専門職であること、新しい学習指導要領の実施、主体的対話的で深い学びの実現、また、昨今では個別最適な学び、協働的学びといったところを考えれば、ますます教科の専門性が求められると考えている。

これらを踏まえ、採用の段階において、必要な資質として専門性、特に教科の専門性というところについては、確認していくために3年前から専門試験の免除をほぼ廃止した経過がある。

講師、臨時的任用、非常勤の方については、現場で非常に頑張っていることは承知しており、日々の授業実践を通じて、試験につながる専門性を備えていただければと考えている。

最後の個人情報開示請求の申請件数については、4月15日に情報提供を行ったところである。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

「よりよい教員採用を求める会」というのは、どのような方々で構成されている会なのか。教員の方々で構成されている会なのか。

○ 仲井教職員人事課長

一人ひとりまで把握していないが、元教員が代表をされている会で、今までに何度か要望をいただいている。

○ 小畑委員

児童生徒数や学級数から毎年の教員定数が定まるが、少子化に伴い将来的に児童生徒数が減少すれば定数も減っていくことになるため、定数内の臨時講師を採用し、将来の予測変動に耐えられる構成にしているということか。

○ 仲井教職員人事課長

そのとおりである。

○ 小畑委員

教員給与の国負担の割合はどうか。

○ 仲井教職員人事課長

3分1が国庫負担金で、残り3分の2が地方交付税である。

○ 小畑委員

一部新聞等には、講師は給与が安く、予算を削減するために講師を採用していると掲載されていた記憶があるが、そういった理由ではなく、将来的な予測が難しい中、中長期的に教員を確保する上でフレキシブルな採用形態を行っているものであり、財政的な理由ではないと捉えてよいのか。

○ 仲井教職員人事課長

財政的な理由で講師を採用しているというものではない。

ウ 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 昨日、京都府新型コロナウイルス感染症対策会議が開催された。

隣接する大阪府や兵庫県による緊急事態宣言要請の動き、また、変異株を含めた感染拡大のスピードが止まらないこと、さらには、医療体制の逼迫の状況等を踏まえ、今後の対応を決めるべく開催されたものである。

感染者の状況については、新規感染者数が、この4日間で連続して100人を超え、非常に厳しい状況が続いている。4月19日現在の7日間平均の新規陽性者数も107.43人となっており、3月後半から右肩あがりに感染者が増えている。また、重症者数についても、3月後半から右肩上がりで増えている。

こうした状況を踏まえ、昨日の会議の結果、政府に対して緊急事態宣言の発出要請を行うこととなった。

具体的な措置内容については、専門家の意見を伺いながら検討しているところである。

なお、知事は、会議後の記者会見の中で学習保障の観点や保護者への影響も多いことから学校の一斉休業を実施するつもりはないことを明言されている。

次に、教育委員会における4月以降の対応について説明する。

教育委員会においては、4月2日、京都府の嚴重警戒期到達を踏まえ、大阪府、兵庫県、また、首都圏1都3県など感染拡大地域での教育活動及び当該地域に位置する学校等との交流を禁止するなどの教育活動の制限を行うこととし、4月9日には、まん延防止等重点措置の要請を踏まえ、感染リスクの高い教育活動を避けることや校外での教育活動を停止することとした。

そして、4月16日、新型コロナウイルス感染症対策会議での要請を踏まえ、各学校の通学実態から、通学時の密をさけるため、時差登校や短縮授業等の対策を実施することなどの通知を発出した。

なお、4月1日から昨日までの府立学校における児童生徒と教職員の感染者数は、児童生徒は9人、教職員は7人であり、昨年12月から本年1月にかけての第3波の頃よりは少ない状況ではあるが、京都府の昨日の感染者数は128人で、4日間連続で100人を越えている状況であり、教育委員会としても強い危機感を持っているところである。

今後、京都府が緊急事態措置を実施すべき区域となった場合においても、教育委員会としては、引き続き感染症対策を徹底して学校教育活動に一定の制限をかけつつ、時差登校も実施しながら、さらには、どのような学習形態が取れるのかを検討し、児童生徒の学びを保障するため、可能な限り学校教育活動を継続していきたいと考えている。

また、市町教育委員会に対しても、府立学校の例を参考に適切に対応していただくようお願いしている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

大阪は24校ぐらいが休校と聞いており、大阪府ほどに新規感染者が急増すれば、必然的に学校も休業になるだろう。

京都府では、そうした状況にすぐにはならないと思うが、今後抑えられず感染者が更に増加した場合、小学校等において、オンライン授業を行う必要が出てくるだろう。

児童生徒1人1台の端末は、昨年度末に整備されたところで現在は諸準備を

行っているところと思うが、今の段階において、オンライン授業のシミュレーションなど、有事に備えた準備を行っておく必要があると思う。

○ 橋本教育長

各市町の状況を聞きながら、どういうことができるのか、学校教育課を通じて確認したところである。

端末の持ち帰りの想定は元々あり、使用の手続、保護者の同意書等の準備も行っているが、現在は端末が整備されたところでようやく触り始めた段階であり、現時点で直ちにオンラインでの双方向授業は無理だと思う。

特に小学校の低学年にあっては、保護者がそばにいるなどの環境がなければ難しく、今の段階では厳しい。

しかしながら、文部科学省も整備した端末を自宅でも使用できるようにすることを想定しており、また、こうした危機事象はこれからも起きる可能性があるため、オンラインの活用も含め、持ち帰った端末が使えるよう市町に対して指導していきたい。

○ 藤本委員

確かに小学校低学年には難しく、オンラインについては現実的にはいろいろな問題点も多いと思う。

通知文の中に感染リスクの高い教育活動が書かれているが、教育活動の質を上げるには、できるだけいろんな発言を自由することも必要である。

そのように考えれば、オンライン授業よりも、学校現場でのICTをいかに活用するか、そのことをこの機会に加速させることが、いろんな学習進度の格差を是正することも含め、必要でないかと思う。

昨年、スクールミーティングで鳥羽高校の授業を視察し、まさしくアクティブラーニングと感じた。

それぞれが自分の理解度を、また、教師が一目瞭然にしっかりと把握でき、それぞれの生徒に合った課題で向き合っていけるよう端末で発言することができるようになれば、質も担保しながら、学習を進めていくことができると思う。

これらについては、検討されていると思うが、今がチャンスと捉え、オンライン授業の整備と並行して、是非、学校現場におけるICTの活用を加速させていきたい。

もう1点は感染防止のための学校現場での換気に関して、アナログ的な換気ではなく、器械の精度にもよるが、CO₂チェッカー等の導入により、科学的に換気を行えば、感染リスクも減るのではないかと思う。

○ 橋本教育長

ご意見のとおりである。非常時等におけるオンライン活用となっているが、そもそもの想定は普通の授業でどのように活用するかであり、また、特にコロナ禍にあっては、グループワーク等で便利であると思っている。

もう少し時間は要するが、そういったことを前提に授業の中での活用が盛んになるよう力を入れていきたい。

○ 鈴鹿委員

私も藤本委員の意見に賛成である。ICTを学校現場で活用することにより、教育の質を向上させるのはもちろんであるが、感染防止においては、休校で対応するのではなく、学校現場での教育を続けながら、学校内のICTの活用によって、感染防止対策を講じる方が良いと思う。

私の周辺では、両親等が働いている家庭においては休校への対応が難しく、学校よりも更に密になる学童に預けることになり、休校により感染リスクが更に高くなるという話も聞いた。

学校という広い空間において、しっかりと換気を行いながら、教育を続ける方が本当の感染防止になると思う。

○ 橋本教育長

我々も学校を開けておくことの意味を非常に強く感じたところである。

また、通常の授業を通じてクラスターが広がった例はほとんどなく、しっかりと対策を行い、マスクの着用で授業を受けている分には、それほどリスクは大きくないと感じている。極力休校にならないように努めたい。

○ 千委員

学校を休校にしないことはもちろん大事であるが、今の感染症がいつまで続くかわからず、また、違う感染症が流行する可能性もあるため、オンライン授業をできるようにしておくことは良い。

よって、学校を開けていても、一部の児童生徒はオンラインで授業に参加できるといった環境を作れば、学校内の人数も減り、一つの対策になるのではないかな。

将来的にオンライン授業ができるように練習を積んでおくことも必要と思う。

○ 橋本教育長

いつまたこのような事態になるかも分からず、そういったことは第2期京都府教育振興プランにも書いている。

また、学校に来られない不登校の子どもや、病気の子どものにもオンラインの効果はあるため、その方向に向けた準備も合わせて行って行く必要があると感じている。

エ 令和2年度京都府教育委員会の情報公開制度及び個人情報公開制度の運用状況について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 情報公開制度と個人情報保護制度の前年度の運用状況について報告する。

一般的な公文書の公開は、1つ目の情報公開制度で行うが、この場合は個人の情報は公開されない。2つ目の個人情報保護制度では、個人の情報につき、本人からの開示請求に限り、開示するというもので、それぞれの制度に違いがある。

まず、情報公開制度の運用状況については、令和2年度は、請求者数432人、請求件数1,536件で、前年度と比べ、請求者数は4人の増、請求件数では689件の減となっている。

決定内容の内訳は、全部公開1,453件、部分公開68件、非公開6件、不存在等7件、また、請求者が請求を取り下げたものが2件である。

請求の内訳としては、特に大きなものでは、学校の施設整備等の工事の設計等について、同業の業者から、どのような金額でどのような設計がなされているのかといった開示請求が全体の約8割を占めている。

次に、個人情報保護制度の運用状況については、令和2年度は、請求者数47人、請求件数173件で、前年度と比べ、請求者数は26人の増、請求件数では52件

の増となっている。

決定内容の内訳については、全部開示79件、一部開示84件、不存在等5件、また、請求者が請求を取り下げたものが5件である。

一部開示について、過去に個人情報保護審議会から、試験の公正な判断に支障をきたすおそれがあるという答申をいただいております、教員採用試験の面接のコメント欄を不開示としている。

請求の内容は、全体の約8割が、教員の採用試験の結果に基づく内容で、自身の答案用紙の開示を求めるものが大半を占めている。

そのほか、自分の子どもが中学時代の教員から受けた処遇に不安を持った保護者からの請求といった内容もある。

【質疑応答】

○ 安岡委員

情報公開制度において、例えば、この部分に関しては何年間非公開であるといった、そうした取り決めはあるのか。

開示請求においては、学校施設等の工事関係が約8割を占めているが、一般の方々からの開示請求ではどのような内容が多いのか。

○ 石澤総務企画課長

公文書であるため、公開に関しての制限というものは基本的にはない。

開示請求における工事関係以外では、例えば、教員採用選考試験に関するものについての請求が多い。

(4) 議決事項

ア 第18号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

